

役員・評議員変更届記載要領

- 1 「役職」欄には、理事長、業務執行理事、理事、監事、評議員の別を記載してください。
- 2 「職業等」欄には、選任に当たり、その適格性を判断する基となった職業や役職について記載してください。
- 3 「役員要件等」欄には、次のとおり区分番号を記載してください。（役員変更の場合のみ記載してください。評議員変更の場合は空欄で構いません。）

(1) 理事の区分

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ② 事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ③ 施設の管理者
- ④ その他

(2) 監事の区分

- ① 社会福祉事業について識見を有する者
- ② 財務管理について識見を有する者
- ③ その他

「社会福祉法人の認可について」（厚生労働省課長連名通知）より抜粋
 第3 法人の組織運営
 (1) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 ア 社会福祉に関する教育を行う者
 イ 社会福祉に関する研究を行う者
 ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
 (2) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。
 ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 イ 民生委員・児童委員
 ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
 エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
 オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

4 新役員・評議員体制における親族等について

次の区分に該当する者について、該当の有無を記載してください。該当者がいる場合には、該当区分記号（A~D）、関係性項目番号（①~⑩）、該当者名及び具体的な関係について記載してください。法令上、3分の1を超える場合に限り該当する等とされている区分もありますが、その基準に抵触しない場合でも該当ありとして記載してください。

(1) 該当区分記号

- A 評議員のうち各評議員と関係がある。
- B 評議員のうち各役員と関係がある。
- C 理事のうち各理事と関係がある。
- D 監事のうち各役員と関係がある。

●新役員・評議員体制における親族等についての記載例●

該当区分記号	関係性項目番号	該当する役員・評議員名	関係性
A	⑧	〇〇 〇〇 △△ △△	株式会社××で役員と職員の関係

(2) 関係性項目番号

- ① 配偶者
- ② 3親等以内の親族
- ③ 事実上婚姻関係と同様の状態にある者
- ④ 理事・監事・評議員の使用人（秘書、執事など本人に個人的に雇用されている者）
- ⑤ 理事・監事・評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ⑥ ④又は⑤に掲げるものの配偶者
- ⑦ ③から⑤に掲げるものの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- ⑧ 理事・監事・評議員が役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員
- ⑨ 他の社会福祉法人の理事又は職員
- ⑩ 次に掲げる団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人